

富山県民スポーツ・レクリエーション祭開催要綱

(名 称)

第1条 本大会は、富山県民スポーツ・レクリエーション祭(以下「スポレク祭」という。)と称する。

2 必要に応じてサブ・タイトルを附することができる。

(趣 旨)

第2条 スポレク祭は、県民が生涯にわたってスポーツを楽しみ、明るく豊かな生活ができるよう、生涯スポーツの普及・振興に寄与するものである。

(主 催)

第3条 スポレク祭は、富山県・開催市町村・富山県教育委員会・開催市町村教育委員会・(公財)富山県体育協会・富山県生涯スポーツ協議会・富山県スポーツ推進委員協議会の主催とする。

(後援及び協賛)

第4条 スポレク祭は、適切な団体の後援、協賛を認めることができる。

(実行委員会)

第5条 スポレク祭は、富山県民スポーツ・レクリエーション祭実行委員会(以下「実行委員会」という。)を設け、大会の企画及び運営に当たる。

2 実行委員会の会則は、別にこれを定める。

(開催の基本方針)

第6条 スポレク祭は、県内4地区(富山・高岡・新川・砺波)の持ち回りにより、毎年1回開催するものとする。

2 開催期間は、2日間を原則とする。

(種目及び実施要項)

第7条 スポレク祭の種目及び実施要項は、実行委員会の議決を経て決定する。

(参加資格)

第8条 スポレク祭に参加できるのは、富山県内に居住又は勤務する者であること。

(表 彰)

第9条 表彰の範囲は、実行委員会の議決を経て、実施要項に定める。

(経 費)

第10条 スポレク祭に要する経費は、主催者が負担する。

附 則
この要綱は、平成4年4月22日から施行する。
平成11年5月12日一部改正
平成20年5月11日一部改正